

## 環境配慮推進状況評価表（事業種類別）

部局名：農林部

事業種名：8 農業農村の整備 ほ場整備事業

### 1 取組の概要

本事業は、農地の区画整理を主要な工事として、それに付帯して道路、水路等の整備を一体的に実施するものである。事業の実施にあたり、埼玉県環境配慮方針に基づき、農村環境の保全や生態系への配慮など、環境への負荷を軽減するため積極的に取り組んでいる。

### 2 主な成果

設計・施工段階においては、排水路の護岸は壁面のみとし、水路底は護岸せず、動植物等の生態系に配慮したほか、景観配慮として道路、排水路の法面を自然植生とするとともに、一部区間についてはヒメイワダレソウを植栽した。

また、切り盛り土量を少なくする工法とし、現況の自然環境への負担軽減を図った。

### 3 今後の方針

ほ場整備事業は、農家私有地を整備するため、環境配慮に取り組む各段階において、関係農家の理解と合意が必要であるほか、地域住民等の積極的な参加を促し、地域一体となり整備を進めていきたいと考えている。

また、計画にあたっては「コウノトリ・トキの舞う関東自治体フォーラム」や「関東エコロジカル・ネットワーク」の活動も念頭におき、事業を進めていきたい。

### 4 課題

環境配慮の取り組みは、事業費だけではなく施設の維持管理においても費用や労力が必要となる。農業農村整備事業では、原則として事業費の地元負担があるほか、施設の維持管理も地元で行っている。そのため、取り組みにあたっては地元農家と施設管理者の理解と協力が不可欠であるほか、地元住民等の参加による施設維持管理の仕組みを構築する必要がある。

### 5 事業一覧

（様式第1号により個別評価を行った事業を列挙する。）

別表 - 2 のとおり

# 個別評価事業一覧

事業年度：平成28年度

部局名：農林部

事業種名：8. 農業農村の整備 ほ場整備事

業

番号	事業名	配慮 事項・段階	該当 チェック数	実施 チェック数	環境配慮 実施率	総合評価
1	ほ場整備事業（山田）	施工段階	14	11	78.57142857	3
2	ほ場整備事業（明戸北部）	施工段階	15	12	80	4
3	ほ場整備事業（戸崎）	施工段階	11	10	90.90909091	5
4	ほ場整備事業（吉屋）	施工段階	10	9	90	4
	合計		50	42		

## 環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 農林部 課・所・室名 東松山農林振興センター

事業の種類	8 農業農村整備 ほ場整備事業	事業名	ほ場整備事業 (山田地区)
事業の規模	区画整理 A = 44.7ha	実施場所	比企郡滑川町地内
計画期間	平成19年度～平成28年度	段階	設計・施工段階
<p>事業の概要：</p> <p>当地区の用水は点在するため池及び一級河川滑川から取水しているが、ため池の貯水量が少なく、用水路も大部分が用排兼用の土水路であることから不安定な状況である。また排水は一級河川滑川に排水しているが、周辺の山林等から雨水が流入し、地区内の用排兼用水路の断面不足による排水不良、さらに法面崩壊等から維持管理に多大な労力を要している。</p> <p>道路は幅員が狭く、農作業、農作物の搬出入等に支障をきたしている。区画は小規模かつ不整形で農作業の効率化や営農規模の拡大等の支障となっている。</p> <p>そこで本事業により道路・用排水路の整備、区画の大型化を行い、担い手農家の育成や農地の利用集積を進め、効率的かつ安定的な農業構造の確立を図るものである。</p>			

別表 - 1 を添付する。

総合評価	3
------	---

**【記入方法】**

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

<p>特に配慮した事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 構造物の基礎や農道の敷き砂利施工に当たっては再生材を使用した。</li> <li>・ 排水路の護岸においては、コンクリート3面張りではなく、水路底が土となる2面護岸を採用し、生態系へ配慮した。</li> <li>・ 景観配慮として、道路、排水路の法面については自然植生とするとともに、一部区間については水路法面にヒメイワダレ草を植栽した。</li> </ul>
<p>配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項</p>

【記入方法】

1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。

なお、総合評価が4以上の事業にあつては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあつての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあつては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。

総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあつての配慮すべき事項について、記入する。

## 別表 - 1

## 8 農業農村の整備に関する環境配慮方針

事業名		ほ場整備事業（山田地区）			
基本方向 1 環境への負荷の少ない地域社会の実現		配慮時期		チェック	
		画調 段査 階・ 計	工設 段計 階・ 施	該 当	実 施
基本的配慮事項 1 大気汚染、水質汚濁等の環境保全上の支障が生じないように配慮する。					
個別 事項	工事施工に伴う水質汚濁、大気汚染、土壌汚染、騒音、振動、粉塵等を防止するよう配慮する。			✓	✓
	環境対策型建設機械の採用を図る。			✓	✓
基本的配慮事項 2 事業実施に当たっては、周辺環境への影響の緩和に配慮する。					
個別 事項	地形改変の少ないルートや工法を検討する。			✓	✓
	切盛土量の抑制を図る。			✓	✓
	周辺の景観に調和する施設整備に努める。			✓	✓
基本的配慮事項 3 建設資材への再生資源の利用を推進するとともに、建設副産物の再利用、再資源化を推進する。					
個別 事項	資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品などを優先的に使用するように努める。			✓	✓
	現場発生品などの再利用に努める。			✓	✓
	工事現場から発生する建設副産物等については適切に処理する。			✓	✓
基本方向 2 恵み豊かでうるおいのある環境の確保		配慮時期		チェック	
		画調 段査 階・ 計	工設 段計 階・ 施	該 当	実 施
基本的配慮事項 1 良好な農村地域の自然環境に配慮する。					
個別 事項	さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握し、ビオトープ創造により希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。				
	環境保全に配慮した施設配置に努める。				
	野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。			✓	✓

	緑地の保全や在来植生に配慮した施設整備に努める。			✓	
	地域資源としてのため池等の保全を図り、多面的な有効利用を推進する。				
<b>基本的配慮事項 2</b>					
農村地域としての良好な景観の形成に配慮する。					
個別事項	寺社林や屋敷林等樹木の保全に配慮する。				
	歴史的な施設について保全と活用を図る。				
	木材や石材など地場産の自然素材の利用に努める。			✓	✓
	景観変化の緩和に配慮する。			✓	✓
<b>基本的配慮事項 3</b>					
農村地域の自然や農業とのふれあいの場としての活用を図る。					
個別事項	都市と農村の交流やうるおいの場を創出する。				
	児童や県民等への学習の場を創出する。				

<b>基本方向 3</b>	県民等の自主的取組の促進	配慮時期		チェック		
		画調 段査 階・ 計	工設 段計 階・ 施	該 当	実 施	
<b>基本的配慮事項 1</b>						
事業の内容やそれに係る環境の状況、環境への配慮と創造に関する施策などの情報を県民に適切に提供する。						
個別事項	農業や農村の良好な維持保全を目的とした事業内容についてPRする。			✓		
	農村の持つ多面的機能の重要性について啓発する。			✓		
				実施率 (b/a(%))	合計 (a)	合計 (b)
				78.6	14	11

**【記入方法】**

- 1 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。

総合評価	3
------	---

**【評価基準】**

- 5：実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4：実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3：実施率が、70%以上である。
- 2：実施率が、50%以上70%未満である。
- 1：実施率が、50%未満である。

総合評価が4以上の事業にあつては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあつては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあつての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあつての配慮すべき事項について、記入する。

## 環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 農林部 課・所・室名 大里農林振興センター

事業の種類	8 農業農村の整備	事業名	ほ場整備事業「明戸北部地区」
事業の規模	区画整理48ha、排水機場1箇所	実施場所	深谷市地内
計画期間	平成26～31年度	段階	施工段階
事業の概要：  ねぎを主要作物とする野菜地帯において、営農における労力を低減し、大雨時における湛水被害を防止し、効率的かつ安定的な農業経営を確保するために、次の整備を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・区画整理 48.0ha</li> <li>・排水機場 1箇所</li> </ul>			

別表 - 1 を添付する。

総合評価	4
------	---

**【記入方法】**

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

<p>特に配慮した事項</p> <p>排水路・道路側溝について土堀とし、周辺環境と景観に配慮した。 建設機械等は排出ガス対策型を使用し、二酸化炭素の排出を抑制した。</p>
<p>配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項</p> <p>引き続き対応可能な箇所については、排水路・道路側溝について土堀とするとともに、建設機械等は排出ガス対策型のものを使用していく。 また、工事施工にあたっては振動等を防止するようしていく。</p>



【記入方法】

1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。

なお、総合評価が4以上の事業にあつては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあつての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあつては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。

総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあつての配慮すべき事項について、記入する。

## 別表 - 1

## 8 農業農村の整備に関する環境配慮方針

事業名		ほ場整備事業「明戸北部地区」			
基本方向 1 環境への負荷の少ない地域社会の実現		配慮時期		チェック	
		画調 段査 階・ 計	工設 段計 階・ 施	該 当	実 施
基本的配慮事項 1 大気汚染、水質汚濁等の環境保全上の支障が生じないように配慮する。					
個別 事項	工事施工に伴う水質汚濁、大気汚染、土壌汚染、騒音、振動、粉塵等を防止するよう配慮する。			✓	✓
	環境対策型建設機械の採用を図る。			✓	✓
基本的配慮事項 2 事業実施に当たっては、周辺環境への影響の緩和に配慮する。					
個別 事項	地形改変の少ないルートや工法を検討する。			✓	✓
	切盛土量の抑制を図る。			✓	✓
	周辺の景観に調和する施設整備に努める。			✓	✓
基本的配慮事項 3 建設資材への再生資源の利用を推進するとともに、建設副産物の再利用、再資源化を推進する。					
個別 事項	資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品などを優先的に使用するように努める。			✓	✓
	現場発生品などの再利用に努める。			✓	✓
	工事現場から発生する建設副産物等については適切に処理する。			✓	✓
基本方向 2 恵み豊かでうるおいのある環境の確保		配慮時期		チェック	
		画調 段査 階・ 計	工設 段計 階・ 施	該 当	実 施
基本的配慮事項 1 良好な農村地域の自然環境に配慮する。					
個別 事項	さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握し、ビオトープ創造により希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。			✓	
	環境保全に配慮した施設配置に努める。			✓	✓
	野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。			✓	✓

	緑地の保全や在来植生に配慮した施設整備に努める。			✓	✓
	地域資源としてのため池等の保全を図り、多面的な有効利用を推進する。				
<b>基本的配慮事項 2</b>					
農村地域としての良好な景観の形成に配慮する。					
個別事項	寺社林や屋敷林等樹木の保全に配慮する。				
	歴史的な施設について保全と活用を図る。				
	木材や石材など地場産の自然素材の利用に努める。				
	景観変化の緩和に配慮する。			✓	✓
<b>基本的配慮事項 3</b>					
農村地域の自然や農業とのふれあいの場としての活用を図る。					
個別事項	都市と農村の交流やうるおいの場を創出する。				
	児童や県民等への学習の場を創出する。				

<b>基本方向 3</b>	県民等の自主的取組の促進	配慮時期		チェック		
		画調 段査 階・ 計	工設 段計 階・ 施	該 当	実 施	
<b>基本的配慮事項 1</b>						
事業の内容やそれに係る環境の状況、環境への配慮と創造に関する施策などの情報を県民に適切に提供する。						
個別事項	農業や農村の良好な維持保全を目的とした事業内容についてPRする。			✓		
	農村の持つ多面的機能の重要性について啓発する。			✓		
				実施率 (b/a(%))	合計 (a)	合計 (b)
				80.0	15	12

**【記入方法】**

- 1 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。

総合評価

4

**【評価基準】**

- 5：実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4：実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3：実施率が、70%以上である。
- 2：実施率が、50%以上70%未満である。
- 1：実施率が、50%未満である。

総合評価が4以上の事業にあつては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあつては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあつての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあつての配慮すべき事項について、記入する。

## 環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 農林部                      課・所・室名 加須農林振興センター

事業の種類	8 農業農村整備 ほ場整備事業	事業名	ほ場整備事業（埼玉型） 「戸崎地区」
事業の規模	ほ場整備 A=43.9ha	実施場所	加須市戸崎地内ほか
計画期間	平成26年～31年	段階	設計・施工段階
<p>事業の概要：</p> <p>ほ場整備事業（埼玉型）の実施により、ほ場の区画拡大や道路、用排水路を整備し、担い手農家の育成と担い手への農用地利用集積を進めるために必要な農業基盤の整備を行う。</p> <p style="padding-left: 40px;">受益面積 49.7ha （田42.7ha 畑1.2ha その他5.8ha）</p> <p style="padding-left: 40px;">区画拡大 35.9ha    道路工 6.7km    用排水路工 5.4km    暗渠排水工41.9ha</p>			

別表 - 1 を添付する。

総合評価	5
------	---

**【記入方法】**

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

**特に配慮した事項**

事業地区は、加須市の農村地帯に位置しており、豊かな自然環境が維持されている。

このため、付近に生息する動植物等への負担をなるべく小さくするとともに、周辺の住環境への影響にも配慮した整備を実施した。

放流工から幹線排水路へ吐出箇所の河底をコンクリート打設しないで捨石工とし、小動物への負担が小さくなるようにした。

整地工において切盛土量を少なくするとともに、環境に配慮した施工に努めた。

こうした工夫により、自然環境への負荷軽減と、農村環境の保全を図った。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

【記入方法】

1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。

なお、総合評価が4以上の事業にあつては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあつての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあつては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。

総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあつての配慮すべき事項について、記入する。

別表 - 1

8 農業農村の整備に関する環境配慮方針

事業名	ほ場整備事業（埼玉型） 「戸崎地区」
-----	--------------------

基本方向 1 環境への負荷の少ない地域社会の実現		配慮時期		チェック	
		画調 段査 階・ 計	工設 段計 階・ 施	該 当	実 施
<b>基本的配慮事項 1</b> 大気汚染、水質汚濁等の環境保全上の支障が生じないように配慮する。					
個別 事項	工事施工に伴う水質汚濁、大気汚染、土壌汚染、騒音、振動、粉塵等を防止するよう配慮する。			✓	✓
	環境対策型建設機械の採用を図る。			✓	✓
<b>基本的配慮事項 2</b> 事業実施に当たっては、周辺環境への影響の緩和に配慮する。					
個別 事項	地形改変の少ないルートや工法を検討する。			-	
	切盛土量の抑制を図る。			✓	✓
	周辺の景観に調和する施設整備に努める。			-	
<b>基本的配慮事項 3</b> 建設資材への再生資源の利用を推進するとともに、建設副産物の再利用、再資源化を推進する。					
個別 事項	資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品などを優先的に使用するように努める。			✓	✓
	現場発生品などの再利用に努める。			✓	✓
	工事現場から発生する建設副産物等については適切に処理する。			✓	✓

基本方向 2 恵み豊かでうるおいのある環境の確保		配慮時期		チェック	
		画調 段査 階・ 計	工設 段計 階・ 施	該 当	実 施
<b>基本的配慮事項 1</b> 良好な農村地域の自然環境に配慮する。					
個別 事項	さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握し、ビオトープ創造により希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。			-	
	環境保全に配慮した施設配置に努める。			-	
	野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。			✓	✓

	緑地の保全や在来植生に配慮した施設整備に努める。			✓	
	地域資源としてのため池等の保全を図り、多面的な有効利用を推進する。			-	
<b>基本的配慮事項 2</b>					
農村地域としての良好な景観の形成に配慮する。					
個別事項	寺社林や屋敷林等樹木の保全に配慮する。			-	
	歴史的な施設について保全と活用を図る。			-	
	木材や石材など地場産の自然素材の利用に努める。			✓	✓
	景観変化の緩和に配慮する。			-	
<b>基本的配慮事項 3</b>					
農村地域の自然や農業とのふれあいの場としての活用を図る。					
個別事項	都市と農村の交流やうるおいの場を創出する。			-	
	児童や県民等への学習の場を創出する。			-	

基本方向 3	県民等の自主的取組の促進	配慮時期		チェック		
		画調 段査 階・ 計	工設 段計 階・ 施	該 当	実 施	
<b>基本的配慮事項 1</b>						
事業の内容やそれに係る環境の状況、環境への配慮と創造に関する施策などの情報を県民に適切に提供する。						
個別事項	農業や農村の良好な維持保全を目的とした事業内容についてPRする。			✓	✓	
	農村の持つ多面的機能の重要性について啓発する。			✓	✓	
				実施率 (b/a(%))	合計 (a)	合計 (b)
				91	11	10

【記入方法】

- 1 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。

総合評価

5



**【評価基準】**

- 5：実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4：実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3：実施率が、70%以上である。
- 2：実施率が、50%以上70%未満である。
- 1：実施率が、50%未満である。

総合評価が4以上の事業にあつては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあつては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあつての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあつての配慮すべき事項について、記入する。

## 環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 農林部

課・所・室名 春日部農林振興センター

事業の種類	8 農業農村の整備 ほ場整備事業	事業名	ほ場整備事業 (吉屋地区)
事業の規模	区画整理 A=30ha	実施場所	吉川市大字吉屋ほか
計画期間	平成26～29年度	段階	設計・施工段階

## 事業の概要：

吉屋地区は、昭和 30 年代の耕地整理事業により整備された 10 アール区画の水田地帯で、長年にわたり本県の水田農業を支え良好な県土を保全してきた。このような水田農業を将来的に維持していくには、担い手への農地集積を加速化させ、競争力ある「攻めの農業」を展開していくことが重要であり、意欲ある農業者が農業を継続できる環境を整えることが必要である。

このため、農地集積に必要な基盤整備を迅速かつ低コストに実施することで、農業生産効率の向上を図り、農業競争力の強化を図る。

総合評価	4
------	---

## 【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

## 特に配慮した事項

## (1) 用排兼用水路に角落としの設置

用排兼用水路に角落としを設置し、中干し時等に水がためられる様にした。

## (2) 用排兼用水路の土法面

用排兼用水路の法面を土砂として、現況の植生を確保できるようにした。

## (3) 道水路の配置

通常のは場整備では道路水路の配置が整備により新しくなるため、新たに水路を掘ったり逆に従来あった水路を埋めるなど環境に対する影響も大きくなるが、当地区では道水路の配置は整備前・整備後で 変更しないこととし、整備による環境への影響を従来に比べて小さくした。

## (4) 切り盛り土量の抑制

農地の高低差を修正する整地作業は簡易整地とし、切り盛り土量が少なくなる工法とした。これらの工夫により、農村環境の保全と、自然環境への負荷低減を図った。

## 配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

(1) 調査・計画段階に予定していた、水路にスロープの設置は、用排兼用水路であり敷地も限られることから、取り止めることにした。

【記入方法】

1. 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。  
なお、総合評価が4以上の事業にあっては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
2. 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。  
なお、総合評価が2以下の事業にあっては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

# 別表 - 1 8 農業農村の整備に関する環境配慮方針

事業名		ほ場整備事業（吉屋地区）			
<b>基本方向 1</b> 環境への負荷の少ない地域社会の実現		配慮時期		チェック	
		調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施
<b>基本的配慮事項 1</b> 大気汚染、水質汚濁等の環境保全上の支障が生じないように配慮する。					
個別事項	工事施工に伴う水質汚濁、大気汚染、土壌汚染、騒音、振動、粉塵等を防止するよう配慮する。			✓	✓
	環境対策型建設機械の採用を図る。			✓	✓
<b>基本的配慮事項 2</b> 事業実施に当たっては、周辺環境への影響の緩和に配慮する。					
個別事項	地形改変の少ないルートや工法を検討する。			✓	✓
	切盛土量の抑制を図る。			✓	✓
	周辺の景観に調和する施設整備に努める。				
<b>基本的配慮事項 3</b> 建設資材への再生資源の利用を推進するとともに、建設副産物の再利用、再資源化を推進する。					
個別事項	資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品などを優先的に使用するように努める。			✓	
	現場発生品などの再利用に努める。			✓	✓
	工事現場から発生する建設副産物等については適切に処理する。			✓	✓
<b>基本方向 2</b> 恵み豊かでうるおいのある環境の確保		配慮時期		チェック	
		調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施
<b>基本的配慮事項 1</b> 良好な農村地域の自然環境に配慮する。					
個別事項	さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握し、ビオトープ創造により希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。				
	環境保全に配慮した施設配置に努める。			✓	✓
	野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。			✓	✓

	緑地の保全や在来植生に配慮した施設整備に努める。				
	地域資源としてのため池等の保全を図り、多面的な有効利用を推進する。				
<b>基本的配慮事項 2</b>					
農村地域としての良好な景観の形成に配慮する。					
個別事項	寺社林や屋敷林等樹木の保全に配慮する。				
	歴史的な施設について保全と活用を図る。				
	木材や石材など地場産の自然素材の利用に努める。				
	景観変化の緩和に配慮する。				
<b>基本的配慮事項 3</b>					
農村地域の自然や農業とのふれあいの場としての活用を図る。					
個別事項	都市と農村の交流やうるおいの場を創出する。				
	児童や県民等への学習の場を創出する。				

<b>基本方向 3</b>	県民等の自主的取組の促進	配慮時期		チェック	
		調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施
<b>基本的配慮事項 1</b>					
事業の内容やそれに係る環境の状況、環境への配慮と創造に関する施策などの情報を県民に適切に提供する。					
個別事項	農業や農村の良好な維持保全を目的とした事業内容についてPRする。			✓	✓
	農村の持つ多面的機能の重要性について啓発する。				
		実施率 (b / a (%))	合計 (a)	合計 (b)	
		90.0	10	9	

**【記入方法】**

1. 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
2. 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。

**【評価基準】**

- 5：実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4：実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3：実施率が、70%以上である。
- 2：実施率が、50%以上70%未満である。
- 1：実施率が、50%未満である。

総合評価が4以上の事業にあつては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあつては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあつての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあつての配慮すべき事項について、記入する。